

× 整理 番号	
× 審 査 結 果	
× 受理年月日	年 月 日
× 許 可 番 号	

貯蔵施設等設置許可申請書

年 月 日

大 阪 府 知 事 殿

氏名又は名称及び
法人にあっては
その代表者の氏名
住 所

印

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 36 条第 1 項の規定により許可を受けたいので、次のとおり申請します。

- 1 貯蔵施設又は特定供給設備を設置しようとする販売所の名称及び所在地

- 2 設置しようとする貯蔵施設又は特定供給設備の所在地

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
2 × 印の項は記載しないこと。

連絡先
担当者氏名
所属名
T E L
E - mail

貯蔵施設内容書

事業者名				販売所名			
販売所所在地							
貯蔵施設	所在地						
	貯蔵能力	kg		面積	m × m =		m ²
	販売所からの距離 (5 km 以内)	m					
変更内容	(変更の場合のみ記入)						

貯蔵施設の基準 (規則第 52 条、規則第 14 条)

項目	基準				仕様			審査欄	
警戒標	・設置場所の出入口又は立ち入ることができる場所の周辺の外部から見やすい場所に設置。 ・立入ることができる方向が複数ある場合それぞれの方向に設置。 <内容> LP ガス貯蔵施設、燃・火気厳禁 (赤色)、販売所名称・所在地、施設管理者氏名、電話番号				力所設置 掲示場所別添図面のとおりに			適・否	
保安距離 単位 m X = 貯蔵施設の面積 単位 m ²	障壁	X < 8	8 X < 25	25 X	面積	m ²		適・否	
	第1種	なし	9 2	4.5 X	22.5	障壁の有無	有 ・ 無		
		あり	0	3 X	15	保安物件迄の距離	第一種 m		第二種 m
	第2種	なし	6 2	2.25	11.25	必要距離	m m		
あり		0	1.5	7.5	m m				
障壁 材質	ア 直径 9 mm 以上の鉄筋を縦横 40 cm 以下の間隔に配筋し、隅部鉄筋を確実に結束し、かつブロックの空洞部にコンクリートモルタルを充てんした厚さ 15 cm 以上のコンクリートブロック。 イ 直径 9 mm 以上の鉄筋を縦横 40 cm 以下の間隔に配筋し、隅部鉄筋を確実に結束した、厚さ 12 cm 以上の鉄筋コンクリート。 ウ 厚さ 6 mm 以上の鋼板で縦横 1.8m 以下の間隔に 30 × 30 mm 以上の等辺山形鋼を溶接補強したもの。 エ 厚さ 3.2 mm 以上の鋼板で縦横 40 cm 以下の間隔に 30 × 30 mm 以上の等辺山形鋼を溶接補強したもの。 オ 斜角にある保安物件を有効に保護する措置。 扉は引き戸式が望ましい。開き戸の場合には上下二箇所にかんぬきをすること。				・使用する障壁の種類 ア、イ、ウ、エ、オ ・扉の種類 ア、イ、ウ、エ、オ 高さ m 開閉方式 引き戸・ドア (概要別添図面のとおりに)			適・否	
	高さ	1.8 m 以上				m			適・否

屋 根	不燃性又は難燃性の材料を使用した軽量な屋根	材 質		適・否
滞留防止措置 (換気口)	床面積の3%以上を、床面に接して2方向以上に分散して設けること。 (1箇所開口面積は2400cm ² 以下とする。) ・強制換気の場合 通風能力1m ² につき0.5m ³ /min以上であること。 吸入口を床面近くに開けること。 排気ガス放出口を地盤面上より5m以上高い位置に設けること。	法定開口面積	cm ²	適・否
		実開口面積 1 開口面積	cm ² cm ² × 箇所	
		上部 方向、下部 方向開口		
		強制換気の有無	有 ・ 無	
		(強制換気の仕様) 通風能力1m ² につき 放出口の高さ	m ³ /min m	
消 火 設 備	・床面積100m ² までは能力単位A-4およびB-10以上の粉末消火器を2個以上。 ・設置場所は、貯蔵施設が販売所と同一敷地内の場合は貯蔵施設から15m以内にある見やすいところ。 同一敷地内でない場合は、貯蔵施設の入口付近。	床 面 積	m ²	適・否
		能力単位		
		本 数	本	
		設置場所	別紙図面のとおりに	
さく・塀等	障壁がある場合はのぞく	構 造	障壁あり	適・否

この様式に記載できない場合は別途用紙に記載し添付すること。

特定供給設備内容書(バルク供給)

販売事業者	事業者名		登録番号	
	販売所名		登録年月日	平成 年 月 日
	販売所所在地		業務主任者名	
緊急時対応を行う者	氏名		認定番号	
	事業所所在地			
液化石油ガス設備士名			設備士免状番号	
変更内容	(変更の場合のみ記入)			
供給先名			供給戸数	戸
所在地				
所有者名				
貯蔵能力	kg ×	本 =	kg	設置場所 地上 ・ 埋設

バルク貯槽(規則 54 条 2 号、3 号、4 号)

項目	基準			仕様	審査欄
2号(イ)	バルク貯槽は、特定設備検査合格証又は特定設備基準適合証を有するもの。			適	
保安距離 2号 (ロ)(1)	貯蔵能力	1~3t未滿	3~10t未滿	貯蔵能力 kg	適・否
	障壁無・第1種	7.00m以上	16.97m以上	障壁の有無 有・無	
	第2種	7.00m以上	11.31m以上	第1種 m	
	障壁有・第1種	0 m	13.58m以上	第2種 m	
	第2種	0 m	9.05m以上		
	* 地下埋設・充てん時第1種 1.5m、第2種 1m必要			第1種 m、第2種 m	
障壁 2号 (ロ) (2)	材質	<p>ア 直径 9 mm以上の鉄筋を縦横 40 cm以下の間隔に配筋し、隅部鉄筋を確実に結束し、かつブロックの空洞部にコンクリートモルタルを充てんした厚さ 15 cm以上のコンクリートブロック。</p> <p>イ 直径 9 mm以上の鉄筋を縦横 40 cm以下の間隔に配筋し、隅部鉄筋を確実に結束した、厚さ 12 cm以上の鉄筋コンクリート。</p> <p>ウ 厚さ 6 mm以上の鋼板で縦横 1.8m以下の間隔に 30×30 mm以上の等辺山形鋼を溶接補強したもの。</p> <p>エ 厚さ 3.2 mm以上の鋼板で縦横 40 cm以下の間隔に 30×30 mm以上の等辺山形鋼を溶接補強したもの。</p> <p>オ 斜角にある保安物件を有効に保護する措置。</p> <p>扉は引き戸式が望ましい。開き戸の場合には上下二箇所にかんぬきをすること。</p>		<p>・使用する障壁の種類 ア、イ、ウ、エ、オ</p> <p>・扉の種類 ア、イ、ウ、エ、オ 高さ m 開閉方式 引き戸・ドア</p> <p>(概要別添図面のとおりに)</p>	適・否
	高さ	2 m以上		m	適・否

火気取扱い施設の距離 2号(八)	3t未満 バルク貯槽の外側から5m以上 3t以上 バルク貯槽の外側から8m以上 距離が取れない場合、貯槽から漏えいした液化石油ガスの流動防止措置。	_____ m 適	適・否	
消火設備 2号(二)	3t未満 消火器(1tにつき1本以上、能力A-4、B-10以上) 3t以上 防消化設備	能力・種類() 本 数 本 散水設備 ・ 消火栓	適・否	
バルク貯槽 2号 (ホ)	19-3-ハ	<ul style="list-style-type: none"> 告示で定める安全弁の設置。 告示で定める液面計(ガラス管液面計を除く)の設置。 告示で定める過充てん防止装置の設置。 告示で定めるカップリング用液流出防止装置を取り付けた液取出弁の設置。 告示で定めるガス放出防止器を取り付けたガス取出弁及び液取出弁の設置。 均圧弁を設ける場合の当該均圧弁は告示で定める先端にカップリングを取り付けたもの。 上記に掲げる機器(以下「付属機器」という)は告示で定めるふた付きのプロテクターで保護すること。 	適	適・否
		バルク貯槽又は当該バルク貯槽周囲の見やすい箇所に「液化石油ガス」又は「LPガス」及び「火気厳禁」と朱書きすること。	適	適・否
		バルク貯槽又は当該バルク貯槽周囲の見やすい箇所に緊急連絡先を表示。	適	適・否
		バルク貯槽の腐食を防止する措置。	適	適・否
		低部の腐しよく及び転倒を防止するための適当な材質及び構造を有する支柱又はサドル等を取り付けること。	適	適・否
	19-4	バルク貯槽は、液化石油ガスの漏えいがないもの。	適	適・否
	19-5	バルク貯槽のプロテクター内に、告示で定めるところにより、ガス漏れ検知器を設け、液化石油ガスの漏えい情報等を常時監視するシステムとの接続。(ただし、外面から幅3m以内かつ対面する二方向において10m以内に高さ1.5m以上の構築物その他漏えいした液化石油ガスの拡散をさえぎるものがないときは設置しなくてもよい)	適	適・否
19-6	バルク貯槽と調整器の間で液状の液化石油ガスが滞留しにくい措置。	適	適・否	
地盤面上設置 2号 (ハ)	3t未満のみ	基礎は、平坦なコンクリート盤等による水平で、地盤面から5cm以上高いものかつ、不同沈下等によりバルク貯槽に有害なひずみが生じないようなもの。	適	適・否
		バルク貯槽の支柱はサドル等を基礎にアンカーボルト等で固定。	適	適・否
		告示で定めるところにより、大地と電氣的に接続。	適	適・否
		自動車等車両が接触しない措置。	適	適・否
	安全弁には、告示で定めるところにより放出管を設ける。	適	適・否	

地盤面下設置	(ト) 3未満のみ	バルク貯槽頂部は地盤面から30cm以上下にある。		適	適・否	
		バルク貯槽を埋設した場所に自動車等車両が乗り入れない措置。		適	適・否	
		告示で定めるところにより、地下水による浮き上がり防止措置。		適	適・否	
		バルク貯槽の埋設には石塊等のない土又は砂を用いる。		適	適・否	
		バルク貯槽の周囲には告示で定めるガス検知用の孔あき管を設置。		適	適・否	
		バルク貯槽の水平投影面の四隅に貯槽の位置を示す標識杭を設置。		適	適・否	
		プロテクターのふたは、厚さ5cm以上の不燃性断熱材の裏当て。		適	適・否	
	2号 (ト) (チ)	(チ) 3以上のみ	(1)バルク貯槽は貯槽室に設置し次のイ、ロ又はハの措置を講ずる。 イ．バルク貯槽の周囲に乾燥砂を詰める。 ロ．バルク貯槽を水没させること。 ハ．貯槽室内を強制換気すること。 ニ．貯槽室に設置しない。(腐食防止措置を講じたバルク貯槽を地盤に固定しかつ、地盤面上の重量物の荷重に耐える措置を講じた場合に限る。)		適	適・否
			(2)バルク貯槽の頂部は地盤面から30cm以上下にある		適	適・否
			(3)二以上隣接して設置する場合は相互間に1m以上の間隔を保つ。		適	適・否
3号	貯蔵設備、気化装置、調整器は、一般消費者等の液化石油ガスの最大消費数量に適應する数量の液化石油ガスを供給しうるもの。(18条4)		適	適・否		
バルブ 集合装置 供給管	ガス栓を含み、使用上支障のある腐しよく、割れ等の欠陥がないもの。(18条5)		適	適・否		
	腐しよくを防止する措置。(18条6)		適	適・否		
	材料は、その使用条件等に照らし適切なものであること。 この場合において告示で定める材料は使用しない。(18条7)		適	適・否		
バルブ、集合装置、気化装置及び供給管は、漏えい試験に合格するもの。(18条10)		適	適・否			
気化装置 (18条19)	イ 腐しよく、割れ等の欠陥がないもの。 ロ 耐圧試験2.6MPaに合格するもの。 ハ 直火で液化石油ガスを加熱する構造のものでないこと。 ニ 液状の液化石油ガスの流出を防止する措置。		適	適・否		
	調整器 (18条20)	イ 使用上支障のある腐しよく、割れ、ねじのゆるみ等の欠陥がないもの。		適	適・否	
ロ		(1)二段式減圧用二次側除く(高圧部)	耐圧試験2.6MPaに合格するもの。 気密試験1.56MPaに合格するもの。	MPa MPa	適・否	
		(2)二段式減圧用二次側除く(中圧部)	耐圧試験0.8MPaに合格するもの。 気密試験0.15MPaに合格するもの。	MPa MPa		
ハ	二段式減圧用一次側除く	(1)調整圧力 2.0KPa~3.3KPa 閉そく圧力 3.5KPa以下	KPa KPa	適・否		
		(2)使用する燃焼器に適合したもの。	適	適・否		

供給管 4号	イ バルク貯槽と調整器(二段式減圧用二次側除く。)の間に設置される管にあっては、2.6 MPa 以上の圧力で行う耐圧試験に合格するもの。	適	適・否
	ロ 二段式減圧用一次側調整器と二次側調整器の間に設置される管にあっては、0.8 MPa 以上の圧力で行う耐圧試験に合格するもの。	適	適・否
	地下室等で液化石油ガスが充満するおそれのある場所のうち告示で定める供給管には緊急遮断装置を設置すること。(18条21)	適	適・否

供給設備の基準(規則第18条)

供給管	建物の自重及び土圧により損傷を受けるおそれがあるものには損傷防止措置。(12号)	適	適・否
	地崩れ、山崩れ、地盤の不同沈下等のおそれのある場所又は建物の基礎面下に設置しないこと。(13号)	適	適・否
	地盤面上に設置する場合に、その周辺において危害を及ぼすおそれのある時は危険標識を設けること。(14号)	適	適・否
	温度の変化による供給管の長さの変化を吸収する措置。(15号)	適	適・否
	液化物の滞留するおそれのある管には液化物を排除する措置。(16号)	適	適・否
一つの供給設備により二つの消費設備に供給する場合は、ガスメーターの入口側にガス栓を設ける。(18号)		適	適・否
ガス漏れ警報器設置の有無	有(個)・無	マイコンメーター設置の有無 有(個、種類) 無	適・否
ガス漏れ警報器連動遮断装置	有(個)・無		
耐震自動ガス遮断装置の有無	有(個)・無		

料理飲食店等業務用施設の場合

- ・従業員数 名
- ・従業員数10名以上の場合、選任されたLPガス保安連絡担当者の氏名

--

貯蔵3t以上のみ、下記も記入すること。(規則第54条)

2号 (チ)	他の貯槽、バルク貯槽、酸素の貯蔵設備(圧縮ガス300 m ³ 、液化ガス3t以上)との距離。 (基準: 1mまたは貯槽の最大径の和の1/4のいずれか以上が必要。距離が取れない場合、貯槽に水噴霧装置の設置が必要)	m	適・否	
		水噴霧装置	有・無	
	基礎は、不同沈下等によりバルク貯槽に有害なひずみが生じないものバルク貯槽の支柱(支柱がない場合低部)は同一の基礎に緊結する。	適	適・否	
	バルク貯槽及び支柱は、耐熱構造又は5m以上離れた位置で操作可能な冷却用散水装置その他の有効な冷却装置の設置。	耐熱構造 冷却装置	有・無 有・無	適・否
	バルク貯槽には、静電気を除去する措置を講ずること。	適	適・否	
	バルク貯槽、受入管及び供給管(告示で定めるものに限る)並びにこれらの支持構造物は告示で定める耐震設計の基準の構造であること。	適	適・否	

特定供給設備内容書(容器)

販売事業者	事業者名		登録番号	
	販売所名		登録年月日	平成 年 月 日
	販売所所在地		業務主任者名	
緊急時対応を行う者	氏名		認定番号	
	事業所所在地			
液化石油ガス設備士名			設備士免状番号	
変更内容	(変更の場合のみ記入)			

供給先名		供給戸数	戸
所在地			
所有者名			
貯蔵能力	kg × 本 = kg	面積	cm × cm = m ²

貯蔵設備(規則 53 条第 1 項)

項目	基準	仕様	審査欄
保安距離 (イ) 10t 未満	障壁無・・・第 1 種 16.97m 以上 第 2 種 11.31m 以上 障壁有・・・第 1 種 13.58m 以上 第 2 種 9.05m 以上	障壁の有無 有・無 第 1 種 m 第 2 種 m	適・否
障壁 (ロ)	材質 ア 直径 9 mm 以上の鉄筋を縦横 40 cm 以下の間隔に配筋し、隅部鉄筋を確実に結束し、かつブロックの空洞部にコンクリートモルタルを充てんした厚さ 15 cm 以上のコンクリートブロック。 イ 直径 9 mm 以上の鉄筋を縦横 40 cm 以下の間隔に配筋し、隅部鉄筋を確実に結束した、厚さ 12 cm 以上の鉄筋コンクリート。 ウ 厚さ 6 mm 以上の鋼板で縦横 1.8m 以下の間隔に 30 × 30 mm 以上の等辺山形鋼を溶接補強したもの。 エ 厚さ 3.2 mm 以上の鋼板で縦横 40 cm 以下の間隔に 30 × 30 mm 以上の等辺山形鋼を溶接補強したもの。 オ 斜角にある保安物件を有効に保護する措置。 扉は引き戸式が望ましい。開き戸の場合には上下二箇所にかんぬきをすること。	・使用する障壁の種類 ア、イ、ウ、エ、オ ・扉の種類 ア、イ、ウ、エ、オ 高さ m 開閉方式 引き戸・ドア (概要別添図面のとおりに)	適・否
高さ	1.8 m 以上	m	適・否

屋根 (チ)	不燃性又は難燃性の材料を使用した軽量な屋根	材 質		適・否
滞留防止措置 (換気口) (ニ)	床面積の3%以上を、床面に接して2方向以上に分散して設けること。 (1箇所の開口面積は2400cm ² 以下とする。) ・強制換気の場合 1m ² につき0.5m ³ /min以上。 吸入口を床面近くに開けること。 排気ガス放出口を地盤面上より5m以上高い位置に設けること。	貯蔵設備面積 (壁心面積)	m ²	適・否
		法定開口面積	cm ²	
		実開口面積 1開口面積	cm ² cm ² × 箇所	
		上部 方向、下部 方向	開口	
		強制換気の有無	有 ・ 無	
		(強制換気の仕様)		
放出口の高さ	m			
火気取扱施設との距離 (ハ)	貯蔵施設の外面から火気を取り扱う施設に対し8m以上の距離を有すること。	8m以内の火気 火気を遮る措置 ()	有 ・ 無 有 ・ 無 ()	適・否
さく・塀等 (ホ)	さく・塀等を設けること	障壁・さく・塀		適・否
警 戒 標 (ヘ)	LPガス特定供給設備、 燃・火気厳禁(赤色) 販売所名称・所在地、 施設管理者氏名、電話番号	力所設置 (掲示場所別添図面のとおり)		適・否
消 火 設 備 (ト)	1tにつき1本以上、 能力A-4およびB-10以上	本 数 能力・種類()	本	適・否
転倒防止措置 (リ)	転倒転落等による衝撃及びバルブ等の 損傷防止措置を講ずること。	チェーンフック・金属バンド その他()		適・否
腐食防止措置 (ヌ)	充てん容器等には湿気、水滴等による 腐食防止措置を講ずること。	コンクリートべた基礎・ブロック設置 その他()		適・否

供給を中断することなく容器交換できる措置。 (規則53条第3号)	有 ・ 無 (装置等名称・型式)	適・否	
充てん容器等、気化装置及び調整器は、一般消費者等の 液化石油ガスの最大使用数量に適應する数量の液化石 油ガスを供給しうるものであること。 (規則53条第4号、18条第4号)	消費量計算書 最大使用数量 気化装置 調整器	有 ・ 無 kg/h kg/h kg/h	適・否

バルブ、集合装置、供給管等(規則53条第4号、18条第5~8号、19~21号)

バルブ 集合装置 供給管	使用上、支障のある腐食、割れ等の欠陥のないもの(5号) 腐食防止の措置を講じてあるもの(6号) 材料は使用条件に照らし適切なものを使用(7号)	適	適・否	
集合装置、 供給管 (8号)	耐 圧 試 験	高圧部は、2.6MPa以上のもの 低圧部は、0.8MPa以上のもの	MPa MPa	適・否
	容器と集合装置を接続する管は接続された状態で1KN 以上の引っ張り試験に合格するもの		適	適・否
バルブ、集合装置、気化装置及び供給管は、漏洩試験に合格するもの (10号)		適	適・否	

気化装置 (19号)	無・有〔メーカー()熱源()〕			適・否
	腐食、割れ等欠陥がないもの。 耐圧2.6MPaに合格するもの。			適 適・否
調整器 (20号)	使用上支障のある腐食、割れ等の欠陥のないもの。			適 適・否
	2段式減圧用 2次側除く(高压部)	耐圧試験 気密試験	2.6MPa以上 1.56MPa以上	MPa MPa 適・否
	2段式減圧用 2次側除く(中圧部)	耐圧試験 気密試験	0.8MPa以上 0.15MPa以上	MPa MPa 適・否
	調整圧力 閉塞圧力 2段式減圧用1次側除く	2.3KPa ~ 3.3KPa 3.5KPa以下 又は、使用する燃焼器に適合するもの。		KPa KPa 適 適・否
地下室等の供給管(21号)	無・有(緊急遮断装置の設置 有・無)			適・否

供給設備の基準(規則第18条)

供給管	建物の自重及び土圧により損傷を受けるおそれがあるものには損傷防止措置。(12号)		適	適・否
	地崩れ、山崩れ、地盤の不同沈下等のおそれのある場所又は建物の基礎面下に設置しないこと。(13号)		適	適・否
	地盤面上に設置する場合に、その周辺において危害を及ぼすおそれのある時は、危険標識を設けること。(14号)		適	適・否
	温度の変化による供給管の長さの変化を吸収する措置。(15号)		適	適・否
	液化物の滞留するおそれのある管には液化物を排除する措置。(16号)		適	適・否
一つの供給設備により二つの消費設備に供給する場合は、ガスメーターの入口側にガス栓を設ける(18号)			適	適・否

ガス漏れ警報器設置の有無	有()個・無	マイコンメーター設置の有無 有()個、種類) 無	適・否
ガス漏れ警報器連動遮断装置	有()個・無		
対震自動ガス遮断装置の有無	有()個・無		

料理飲食店等業務用施設の場合

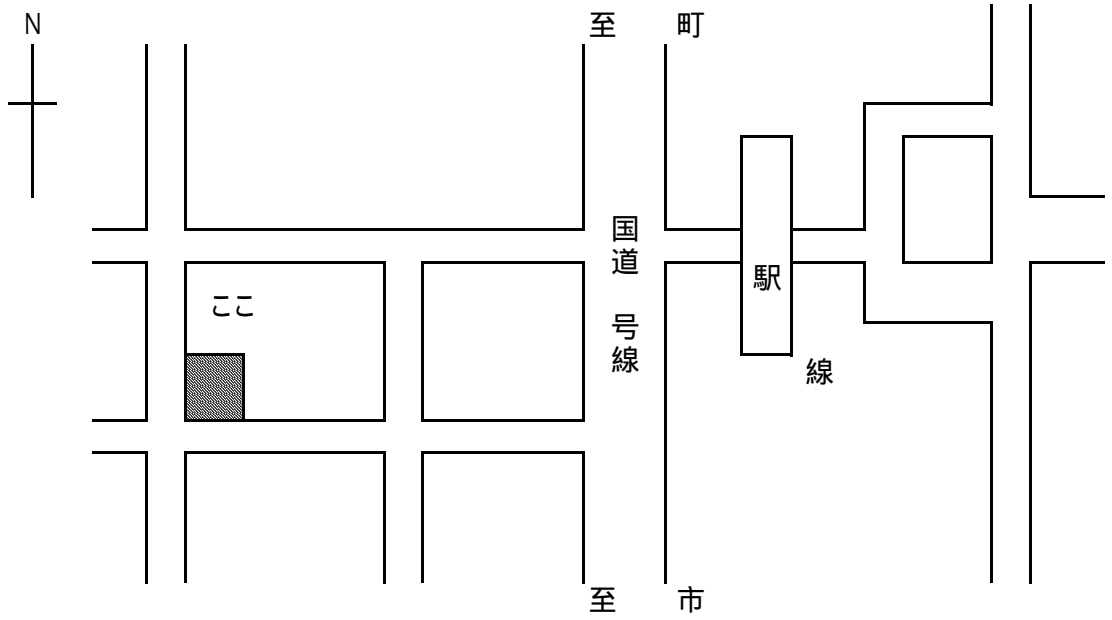
・従業員数 名

・従業員数10名以上の場合、選任されたLPガス保安連絡担当者の氏名

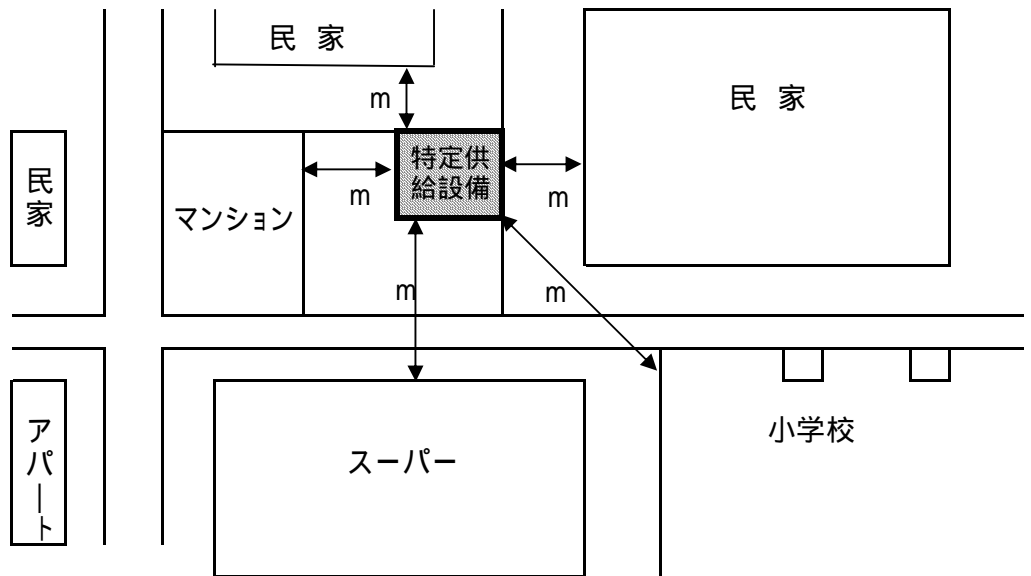
(作成例)

特定供給設備付近見取図

(位置)



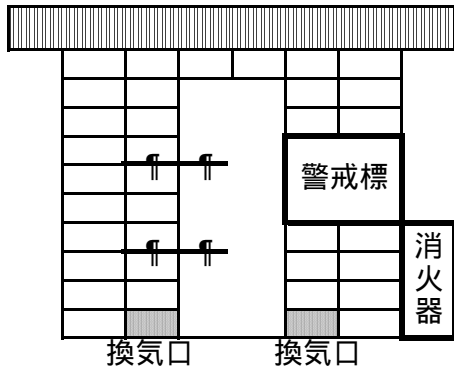
(付近の状況)



(作成例)

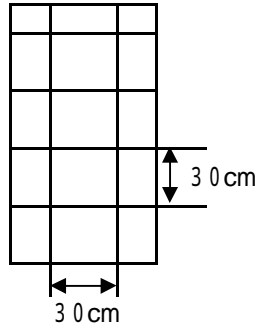
特定供給設備(貯蔵設備)の正面、平面、側面、断面図

正面図

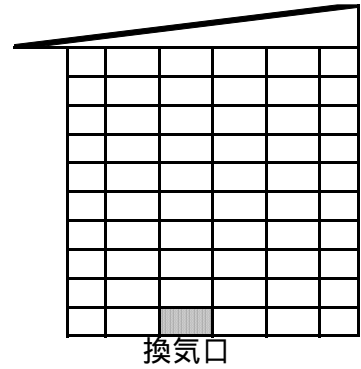


扉の補強

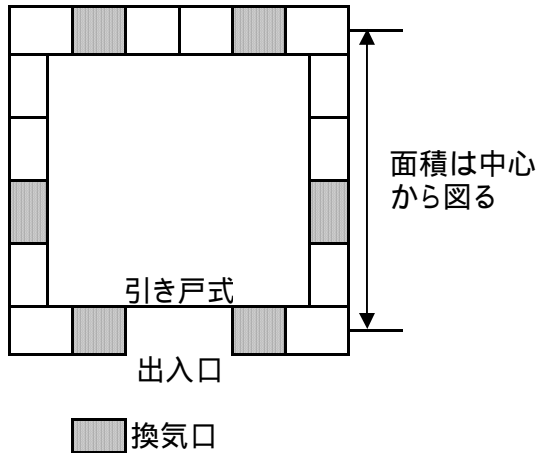
アングル間隔40cm以下



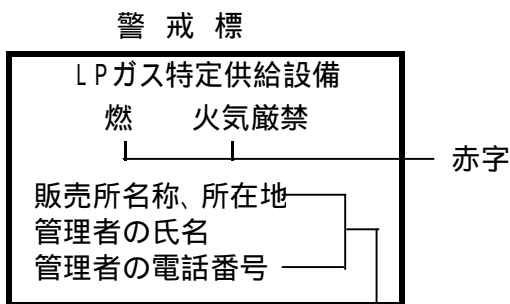
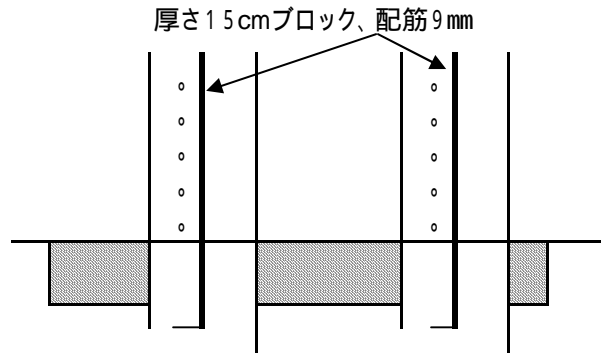
側面図



平面図



断面図



販売所から50m離れた貯蔵設備の場合必要

置場仕様	
置場面積	cm × cm = m ²
障 壁	コンクリートブロック 厚さ15cm 配筋 9mm 配筋間隔40cm
扉	厚さ3.2mm鉄板 裏面補強 L型アングル補強40cm間隔
屋 根	スレート